

第十九回国会 衆議院 法務委員会 議録 第十九号

昭和二十九年三月十三日(土曜日)

午前十一時六分開議

出席委員

委員長 小林 錦君

理事 鍛冶 良作君 理事 佐瀬 昌三君

理事 田嶋 好文君 理事 花村 四郎君

理事 高橋 禎一君 理事 井伊 誠一君

押谷 富三君 林 信雄君

牧野 寛素君 神近 市子君

木下 郁君 佐竹 晴記君

出席國務大臣

法務大臣 犬養 健君

出席政府委員

法務政務次官 三浦寅之助君

検事(刑事局長) 井本 台吉君

委員外の出席者

總理府事務官(内閣總理大臣官房審議室參事官) 佐藤 薰君

検事(刑事局長) 長戸 寛美君

検事 石井 春水君

専門員 村 教三君

専門員 小本 貞一君

三月十二日

同日

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第九六号)

同日

広島法務局新市出張所存置に関する請願(高橋禎一君紹介)(第三三九一号)

関簡易裁判所に家庭裁判所出張所設置の請願(野田卯一君紹介)(第三四三〇号)

同(大橋忠一君紹介)(第三四三一号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九三三号)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号)

法務行政に関する件

○小林委員長 これより会議を開きます。

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案及び下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案、以上二案を一括議題とし、それぞれその趣旨説明を聴取いたします。三浦法務政務次官。

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案

第一条の表中「一、一〇〇人」を「一、一〇二人」に、「七二八人」を「七三〇人」に改める。

第二条中「二万五千九十九人」を「二万二千六百人」に改める。

第二条 検察審査会法(昭和二十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「五百七十人」を「五百四十人」に改める。

第三條 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和二十八年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

附則 第六條 削除

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 裁判官以外の裁判所の職員の数は、昭和三十年四月一日において、改正後の裁判所職員定員法第二条の定員をこえないように、昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの間に、整理されるものとし、それまでの間は、その定員をこえる員数の職員は、定員の外に置くことができる。

3 この法律の施行に伴い昭和二十九年四月一日において、改正後の裁判所職員定員法第二条の定員又はこれに基き定められる配置定数をこえることとなる員数の職員で、配置転換が困難な事情にあるものについては、最高裁判所規則で定めるところにより、同年六月三十日までの間において、職員にその意に反して臨時待命を命じ、又は職員の申出に基いて臨時待命を承認することができる。

4 前項の規定による臨時待命については、行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第 号)附則第十一項から第十七項まで及び附則第二十項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「国家人事委員会規則」又は「政令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「新法第二条第一項」とあるのは「改正後の裁判所職員定員法第二条」と、「一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)」において準用される一般職の職員の給与に関する法律」と読み替えるものとする。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

別表第四表名称の欄中「林野簡易裁判所」を「屋久島簡易裁判所」に、「屋久島簡易裁判所」を「徳之島簡易裁判所」に、「同表所在地の欄中「埼玉県入間郡飯能町」を「飯能市」に、「茨城県新治郡石岡町」を「石岡市」に、「愛知

県幡豆郡西尾町」を「西尾市」に、「三重県多気郡三瀬谷村」を「三重県多気郡三瀬谷町」に、「広島県御調郡土生町」を「因島市」に、「岡山県後月郡井原町」を「井原市」に、「岡山県英田郡林野町」を「岡山県英田郡美作町」に、「鳥取県東伯郡倉吉町」を「倉吉市」に、「鳥取県東伯郡八橋町」を「鳥取県東伯郡東伯町」に、「島根県安濃郡大田町」を「大田市」に、「鹿児島県鹿毛郡上屋久村」を「鹿毛郡上屋久村」に、「宮城県本吉郡気仙沼町」を「気仙沼市」に改める。

別表第五表飯能簡易裁判所の管轄区域の欄中「入間郡の内」を「飯能市区域の欄中「入間郡の内」を「入間郡の内」に改め、「飯能町」を削り、同表東金簡易裁判所の管轄区域の欄中「公平村」、「丘山村」、「豊成村」、「正気村」及び「大和村」を削り、同表土浦簡易裁判所の管轄区域の欄中「七会村」を削り、「上郷村」を「上郷町」に、「大穂村」を「大穂町」に改め、同表石岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「新治郡の内」を「石岡市区域の欄中「新治郡の内」に改め、「石岡町」を削り、「高浜町」を削り、「新治村」を「千代田村」に改め、同表龍ヶ崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「牛久村」を「牛久町」に改め、同表下館簡易裁判所の管轄区域の欄中「養蚕村」及び「竹島村」を削り、「大村」を「大村町」に、「雨引

村 大國村」を「大和村」に改め、同表宇都宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「雀宮村」を「雀宮町」に、同表矢板簡易裁判所の管轄区域の欄中「阿久津村」を「阿久津町」に改め、同表岩村田簡易裁判所の管轄区域の欄中「北大井村 大里村 川辺村」及び同表吹田簡易裁判所の管轄区域の欄中「新田村」を削り、同表布施簡易裁判所の管轄区域の欄中「南高安村」を「南高安町」に改め、同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「取石村」を削り、同表奈良簡易裁判所の管轄区域の欄中「奈良市」を「奈良市 大和郡山部市」に改め、「治道村 平和村」を削り、同表和歌山簡易裁判所の管轄区域の欄中「西脇野村」を「西脇町」に改め、同表田辺簡易裁判所の管轄区域の欄中「新庄村」を削り、同表西尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「幡豆郡」を「西尾市 幡豆郡」に改め、同表津簡易裁判所の管轄区域の欄中「二身田町」を削り、同表三瀬谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「三瀬谷村」を「三瀬谷町」に改め、同表八尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「杉原村 保内村」を「室敷村」及び「黒瀬谷村 卯花村」に、同表魚津簡易裁判所の管轄区域の欄中「東布施村」を「東布施町」に改め、同表泊簡易裁判所の管轄区域の欄中「新屋村 小摺戸村 青木村 飯野村 上原村 横山村 網山村」並びに同表高岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「北般若村」を「東五位村」及び「戸出町 醍醐村」を削り、同表礪波簡易裁判所の管轄区域の欄中「南般若村」及び「柳瀬村 太田村 東野尻村」を削り、「是戸村 高波村」を「戸出町」

に改め、同表石動簡易裁判所の管轄区域の欄中「宮島村 子撫村 南谷村 埴生村」を「正得村 松沢村」に、「荒川村」及び「石堤村」並びに同表竹

尾道	
広島県の内	尾道市 三原市 御調郡
豊田郡の内	船木村
沼隈郡の内	赤坂村 神村 本郷村 東村 西村 高須村 松永町 柳津村 金江村 藤江村 浦崎村 百島村 横島村 田島村

同表因島簡易裁判所の管轄区域の欄中「御調郡の内 土生町 三庄町 田熊町 重井村 中庄村 大浜村」を「因島市」に、同表徳山簡易裁判所の管轄区域の欄中「富田町 福川町」を「南陽町」に改め、同表玉野簡易裁判所の管轄区域の欄中「山田村」を「同表玉島簡易裁判所の管轄区域の欄中「富田村 黒崎町」を「同表倉敷簡易裁判所の管轄区域の欄中「児島郡の内 及び「浅口郡の内 並びに同表笠岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「城見村 陶

山村 大井村 吉田村 新山村」及び「稲倉村 大江村 神島内村」を削り、同表井原簡易裁判所の管轄区域の欄中「後月郡」を「井原市 後月郡」に、同表林野簡易裁判所の項中「林野」を「美作」に改め、同表簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊国村」及び「湯郷町」を「同表鳥取簡易裁判所の管轄区域の欄中「倉田村」を「同表影村」及び「下私郡村」を「同表河原簡易裁判所の管轄区域の欄中「因中村」並びに同表若松簡易裁判所の管轄区域の欄中「大御門村」を削り、同表倉吉簡易裁判所の項を次のように改める。

倉吉	鳥取県の内
倉吉市	倉吉市
東伯郡の内	関金町 羽合町 灘手村 三朝町 下北条村 中北条村 東郷町 泊村

同表八橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「八橋町」を「東伯町」に改め、「以西村 成美村 安田村」及び「古布庄村 下郷村 浦安町 上郷村」を削り、同表米子簡易裁判所の管轄区域の欄中「江尾町 神奈川村 米沢村」を「江府町」に改め、同表黒坂簡易裁判所の管轄区域の欄中「日野村」を削り、同表島根大田簡易裁判所の管轄区域の欄中「安濃郡」を「大田市 安濃郡」に、同表久留米簡易裁判所の

り、同表島根大田簡易裁判所の管轄区域の欄中「安濃郡」を「大田市 安濃郡」に、同表久留米簡易裁判所の

名瀬	
鹿児島県の内	名瀬市
大島郡の内	三方村 龍郷村 笠利村 大和村 住用村 吉仁屋町 宇検村 西方村 実久村 鎮西村 喜界町 早町村
鹿児島県の内	鹿兒島市の内
大島郡の内	龜津町 東天城村 天城村 伊仙村 和泊町 知名町 与論村

同表加治木簡易裁判所の管轄区域の欄中「日当山村」を「日当山町」に、同表加世田簡易裁判所の管轄区域の欄中「西南方村」を「坊津村」に、同表川内簡易裁判所の管轄区域の欄中「山崎村」を「山崎町」に改め、同表氣仙沼簡易裁判所の管轄区域の欄中「本吉郡の内」を「氣仙沼市 本吉郡の内」に改め、「氣仙沼町」を「鹿折町」及び「松岩村」を削り、同表郡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「安濃郡の内」を削り、同表角館簡易裁判所の管轄区域の欄中「生保内村」を「生保内町」に、同表岩見沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「月形村」を「月形町」に改め、同表滝川簡易裁判所の管轄区域の欄中「浜益郡」を「芦別市 浜益郡」に改め、「芦別町」を削り、同表苫小牧簡易裁判所の管轄区域の欄中「追分村」を「追分町」に、「鶴川村」を「鶴川町」に、同表森簡易裁判所の管轄区域の欄中「茅渚郡」を「茅渚郡の内 森町 尾札部

同表加治木簡易裁判所の管轄区域の欄中「日当山村」を「日当山町」に、同表加世田簡易裁判所の管轄区域の欄中「西南方村」を「坊津村」に、同表川内簡易裁判所の管轄区域の欄中「山崎村」を「山崎町」に改め、同表氣仙沼簡易裁判所の管轄区域の欄中「本吉郡の内」を「氣仙沼市 本吉郡の内」に改め、「氣仙沼町」を「鹿折町」及び「松岩村」を削り、同表郡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「安濃郡の内」を削り、同表角館簡易裁判所の管轄区域の欄中「生保内村」を「生保内町」に、同表岩見沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「月形村」を「月形町」に改め、同表滝川簡易裁判所の管轄区域の欄中「浜益郡」を「芦別市 浜益郡」に改め、「芦別町」を削り、同表苫小牧簡易裁判所の管轄区域の欄中「追分村」を「追分町」に、「鶴川村」を「鶴川町」に、同表森簡易裁判所の管轄区域の欄中「茅渚郡」を「茅渚郡の内 森町 尾札部

管轄区域の欄中「西牟田村」を「西牟田町」に改め、同表屋久島簡易裁判所の項の次に次の二項を加える。

- 附則
- この法律は、昭和二十九年五月一日から施行する。
 - この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

3 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和二十八年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。
第五条を次のように改める。

第五節 削除

4 この法律により設立される簡易裁判所は、それぞれその名称を同じくする従前の簡易裁判所と同一のものとする。

○三浦政府委員 ただいま議題となりました裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

この法律案は、さきに奄美群島に設けられました裁判所の職員の定員を裁判所職員定員法中に組み入れることといたしますとともに、今後の各行政機関における職員の定員の縮減に際して、裁判所の職員についても、司法行政事務の簡素化等によりその定員を減少いたしますため、裁判所職員定員法等に所要の改正を加えようとするものであります。

御承知の通り奄美群島における裁判所の職員の定員は、奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置に関する法律に基き、最高裁判所規則によつて暫定的に定められていたものであります。が、今回これを他の裁判所の職員の定員と同じく裁判所職員定員法中に組み入れることといたしました。ただこの組入れにあたりましては、次に申し上げます司法行政事務の簡素化等の趣旨を十分に考慮し、現在よりは幾分減員いたしました結果、奄美群島における裁判所の設置に伴う裁判所職員の増員は判事及び簡易裁判所判事それぞれ

二人、裁判官以外の裁判所の職員二十人となつております。

次に、裁判官以外の裁判所職員の減員の点について申し上げます。このたび政府におきましては、行政費を節約するとともに、行政事務の簡素化をはかるため、各行政機関の事務を簡素化し、その人員を相当数削減することといたしました。そのために必要な法律案を国会に別途提出いたしましたことは御承知の通りであります。が、本法案は、裁判所につきましても、これに対応して司法行政等の事務を極力簡易化し、能率化して人員の整理を行おうとするものであります。裁判官以外の裁判所の職員の員数を、奄美群島に置かれた裁判所の職員の増加分を差引き、三百九十三人だけ減少するとともに、裁判所事務官の中から命ぜられることとなつている検査審査会事務官の員数を、三十人減少することとしたのであります。

最後に、この法律案の附則であります。このたびの裁判所職員の人員整理につきましても、一定の猶予期間を設け、その間は新定員を越える員数の裁判所職員を定員のほかに置くことができるものとするとともに、新定員またはこれに基き定められる配置定数を越えることとなる員数の職員で配置転換が困難な事情にあるものについては、最高裁判所規則で定めるところにより、本年六月三十日までの間において、その職員について、臨時待命を命じたはこれを承認することができるとにいたしましたのであります。

以上、この法律案の内容の概略について説明いたしました。何とぞよろしく

御審議のほどお願いいたします。

次に、ただいま議題になりました下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について提案の理由を説明いたします。今回の改正の要点は次の通りであります。

第一は、簡易裁判所の名称の変更であります。すなわち、岡山県英田郡美作町の設置に伴い、林野簡易裁判所の名称を美作簡易裁判所に改めようとするものであります。

第二は、簡易裁判所の管轄区域の変更であります。すなわち、茨城県新治郡千代田村の設置に伴い、土浦簡易裁判所管内の茨城県新治郡七会村の区域を石岡簡易裁判所の管轄に、富山県西礪波郡戸出町の設置に伴い、高岡簡易裁判所管内富山県東礪波郡北畠若村、同県西礪波郡戸出町及び同県同郡旧醍醐村の区域を礪波簡易裁判所の管轄に、因島市の設置に伴い、竹原簡易裁判所管内の広島県豊田郡旧東生口村の区域を因島簡易裁判所の管轄に、井原市の設置に伴い、笠岡簡易裁判所管内の岡山県小田郡旧福倉村及び旧大江村の区域を井原簡易裁判所の管轄に、鳥取県八頭郡那賀町の設置に伴い、鳥取簡易裁判所管内の鳥取県八頭郡旧下私郡村及び若松簡易裁判所管内の鳥取県八頭郡旧大御門村の区域をそれぞれ河原簡易裁判所の管轄に、また、土地の状況等にかんがみ、森簡易裁判所管内の北海道茅渚郡落部村の区域を八雲簡易裁判所の管轄にそれぞれ変更しようとするものであります。

第三は、市町村の廢置分合による行政区画の変更、市町村の名称の変更等に伴つて、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表に当然必要と

される整理を加えようとするものであります。

第四は、さきに、奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和二十八年法律第二百六十七号）第五條の規定により、昭和二十八年十二月二十五日設立されました名瀬簡易裁判所及び徳之島簡易裁判所を、この際、他の簡易裁判所と同じく下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律により設立される裁判所としようとするものであります。

なお、以上説明いたしました裁判所の名称及び管轄区域の変更につきましても、いづれも、地元市町村、関係官公署、弁護士会等の意見を十分しんじやうし、最高裁判所とも協議して決定したものであります。

以上簡単にこの法律案の提案の理由を申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

○小林委員長 これにて趣旨説明は終了しました。

なお両案に対する質疑は後日に譲ります。

○小林委員長 法務行政に関する件について調査を進めます。発言の通告がありますから、順次これを許します。神近市子君。

○神近委員 私はさきよりは二項目ちよつとお尋ねしたのでございます。

最初の問題は婦人参政権に関する条約のことでございます。これは刑事局長は外務省から何か御通告があつたことを御存じでいらつしやるでしようか。

○井本政府委員 何か通告があつたというのをぼんやり記憶しておるので

すが、今正確な点は調べてみないとわからないのでございます。

○神近委員 婦人参政権に関する条約というものは、男子の選挙権に関する条約がないのに、たいへんおかしいとお考えになるかもしれないのですけれども、やはりこれは一昨年の国連総会で決定した条約でございます。日本は国連に加盟してございまして、日本も、準加入国として扱われているという事実の上に立つて、この条約加入を勧誘されているのでございまして、それでこれは相当前から日本にも外務省にそれが来ているらしいのでございまして、これは法務省と厚生省に対する手続が必要だといふのでございまして、けれども、どういふ点で法務省の手続が必要なのでございませうか、ちよつとわかるように話していただきたいと思ひます。

○井本政府委員 法務省関係は選挙に關係があるので、さういふことに關与するということになると思ひるのでございまして、先ほど申し上げました通り、外務省の通告を私たちはまだはつきり見ておりませんので、調べにやりましたから、わかり次第御答弁いたしたいと思ひます。

○神近委員 このことを私がここに問題にいたしましたのは、この条約は日本の婦人の今までの劣弱な地位を保護するという意味で、たいへん私どもは関心を持つておる問題でございます。国際的に今われ／＼が与えられております権利が確認されるということの意味をします。外務省が手続を進めたいと思つても、ほかの省でたゞいま承りますようにまだ御審議にもなつていないというふうなことでしたら、どうか

れはきわめて率直なお話ですけれども、そういう議論をすることによつて当面の売春問題をぼやけさせる意図の議論がある。これは神近さんお気づきだと思います。それはそれとして別にな

○犬養國務大臣　これはしばしば各方面から御催促といひますか、御激励といひますか受けております。すでに十分御承知のように、売春問題は法務省だけがやつて済む問題ではございません。各省の形式的でない、おつき合ひでない心からなる協力を必要といたします。法務省だけでさつさとつくつてあとで賛成してくれというのでは、結局問題の後半に至つて円満を欠きますので、各省の人も一緒に相談に乗つていただき、かつ今刑事局長から申し上げましたように、外部の方でいろいろこの問題について研究していらつしやる方、あるいは庶民の声を代表していらつしやる方などにも入つていただきますして、審議會をやつております。この審議會というのが、実は会合と会

が、できる限り早く結論を得たいということは、もとより法務省の根本方針でございませう。審議会と審議会の周でも始終問題をほうつておきませんで、絶えず調査研究し、次の議題をどういうところへ集中するか、促進する意味で議題を限定しながら進めて行きたい、こういうふうに考えております。

○神近委員　その点で私どももまことに不満でございませう。これは私一個の考えでございませんで、先日小林委員長にお会い願いましたけれども神奈川県、静岡県、北陸三県、長野県あるいは埼玉県というように、私どもは矢もたてもたまらないほど地方の婦人団体について何をしておるのだというふうにつつかれるのでございませう。それでこの間、審議会の性格がいろいろ／＼伝へ

ふんお臂をお折りになったことはよくわかつております。そうしていろ／＼な方に御意見を伺つたりしましたら、どこにそいうい適任者の方がおいでになるかということがわかつたのですけれども、そんなに忙しい方を、これほど私どもが民族の百年のために考えなければならぬ立場に来てどうして御任命になつたか、そいうことが私どもには実はわからないのでございませう。それで二週間に一回とか、そして一番初めての会では何をおつしやつたかといへば、国会といふものはことしに限りつたものではない、来年も再来年もあるんだから、あわてて決定する必要はないといふような御発言があつたといふことが言われておるのでございませう。それであの委員の中には、一休法

て選んだというようなことは全然ありません。ただ私の主観であつて言葉が過ぎれば喜んでおしかりを受けますが、ひまでしようがなくて、売春のこゝとぐらしいしくちや日が暮せないといふ人ではあまり社会の良識の代表と云えないので、いろ／＼実質社会に触れて、お忙しい中を来ていただくくらいの人でないと、どうも話を聞いてもあまりためにならないような面もあると思います。あの審議会の顔ぶれは私も自分が見まして、少し問題をうやむやにしそうな方は、実は省いたこともあるのです。相当意見を持つている方だけを選んだわけでございます。

第三の御質疑でございますが、最初
の店開きのときはどういふことを言つたか知れません。しかし先日
の審議会

す。そういうふうな間隙をかなり置
てあることは私自身も残念に思つてお
りますが、今後の審議会というもの
は、その日はそれだけ論ずるというこ
うにしてございます。御懸念をお持ち
になることはあります。御懸念をもち
ういうようなだら／＼した審議会に
は、私の方針としていたしません。ど
うぞ御安心を願ひます。

○神近委員 大体それで大臣の方から
のお答えはよくわかりました。それで
問題は、この前の国会での御発言では、
粗雑なもので法律案を持ち出して、
そうしてその部分々々に対して批判
て行く、そうしてそれをその次までに
は整理して、また再び批判を受けると
いうふうな意図で、こういう船頭の多い
会ではやりにくいから、だら／＼とな
つて延ばされては困るから、そういう

ざいます。今までのりつばなしにせの宿屋が、そういう形は少しカムフラージュしても、パンくあるいは連れ込み宿になつてゐる。もうこの状態はどんなことをしても、これは民族の将来のことを考えれば、少し行き過ぎでも私はしかたがない。きのうのいろ／＼御問答を伺つてゐると、犯罪の事前捜査ということがしきりに行われ得るといふ御意見のようでしたけれども、私はこの売春の問題は、民族の将来の生理的状态を考えれば、少しぐらいの行き過ぎをやらなければ、今のこういうパン

パン宿がもう住宅街にも——今代々木
のどこかで問題が起つておりますが、
住宅地区がどん／＼そういう宿屋に荒
されて行く。そうして都会の住民は、
子供を大事に育てようと思う者は子供
をかかえてあつちうろ／＼、こつち
うろ／＼移転して行かなくちやならな
いというところまで追い詰められて来
ている。それを考えると、早く性のモ
ラルを立てるということが必要でし
て、渠娼を取締る。私の記憶でも、独

身者と既婚者とは大体三と七の割合だつたと思います。そのことと、それから性病の絶滅にどうかして手をつけるというなら、やつぱり赤線が一番問題になると思いますけれども、その点をどうかはつきりと——これは検診制度に對する認識の程度でございいますから、検診制度というものが信用できるものであるとお考えになつてゐるか、あるいは検診制度というものは今日信頼するに足りないというようにお考えになつてゐるか、委員の中に検診制度に對する百パーセントの信頼をお持ちにならぬという方を伺つたので、私ど

もはその点でも心配しているわけでございます。

○犬養国務大臣 検診制度などの問題は、今まで二回開いた審議会ではまだ議題になつておりません。当然議題として取上げなければならぬ問題だと思います。もちろん、検診制度というものがあつては、診断がいかげんであつては問題の根底がくずれると思ひます。ただいまいろいろ御指摘がありました。お言葉にもありましたように、モラルのある国だ、モラルのある都会だという建前はくずしたくないと思ひます。これは基本問題だと思ひます。私あまり学識経験者でないのですが、外国でこういう問題について市の当局者と話したことがあります。私が知つて一番清潔な感じがするのニューヨーク市であります。しかしいろいろ物知りに聞きますと、ニューヨークにもなか／＼いるのだそうです。先ほどの言葉のように非常に遠慮して隠れたようなことになつてゐる。過渡期はそういう状態がまず日本でも望ましいと思つております。赤線区域ですが、どうもこれ見よがしにネオンがついたり、あるいはだれも温泉があると思つていないのに温泉のマークがあつたり、ああいうことがつまり何となく必要悪だというふうな考え方の表裏になると思ひます。従つてそうではなく、この法律が幸いに通過しましてもやはりどこに残るけれども、非常に社会でいけないうことだと言われたあと、肩身が狭いのだというふうな感じの国にしたい。過渡期としてはそういうところをねらつてゐるわけでございます。従つて赤線区域の問題も、街娼はおつぱらうけれども、手をつけるとな

かなめんどろな赤線区域はそのままにするという考えは決して持つておりませんが、どう処理するかということ、われ／＼当局だけの考えでも狭いのですから、審議会でも真剣な御審議をお願いしまして、十分お考えを聞いてみたいと思ひます。しかし大ざつぱに申し上げますと、少くもこれ見よがしなような施設その他は、モラルというものが大事だという政治の現われとして、できるだけ禁止したいと思つております。あとの、早くいへば玄關から中のこと、これは警官が踏み込んでいかどうか、なか／＼問題がありますので、どういふふうにしたらいいか、あるいは婦人のそういう係がいろいろ、実際の問題で私も頭を悩ましております。そうしてすぐそこで形法上の対象としないで、先ほど申し上げましたように、保安処分、保護観察として職業紹介の方へまわしたり、あるいは病院の方へまわしたり、いろいろ手間はかかるけれども、更生し得るよう、再びりつばな女性になるようにというこの方が大切なことじやないか、こう思つております。赤線区域とか検診とかいうことは、多分この次の審議会の問題になると思ひますが、できるだけ議論の焦点を合せて、漫談的な審議会にならないように、幹事の方で配慮いたす予定にしております。

○神近委員 その検診制度のことでございます。赤線区域の調査のときもしつちゆう問題になりまして、赤線区域の中で行われてゐる吉原の病院のことが出ておりましたけれど、あれは吉原自身がつくつた病院でして、そして自分たちでやることになつてゐるそうです。だけれど、朝病院に行つて夜客をとるといふような状態にして、それでは何にもならないのじやないかということが、どこに行つても何度も繰返し考えられております。今日やめたから明日からなくなるというのではございせんが、ニューヨークが一番清潔だつた大臣はおつしやつてゐますけれども、私はそういうところを知らないものですから、凱旋門のラヴィックがもぐりで検診に行つてゐるぐらいのところしか知らないのですけれど、大体あれは何の役にも立たないということが世界の輿論で、検診制度はもうナンセンスだといふことになつて、英米があつた制度をやめたといふことも私も聞いております。日本では、検診制度があるといふことは、今までもさん／＼婦人を使用して来た男の方々と業者との利害が一致するわけですから、それで検診すれば大丈夫だといふような考え方に陥つてゐると思ひます。この点はやはりもう少し若い方々を委員会にお入れになつて、このことが必要じやないか、私どももそばからたいへん心配してあります。大衆人権の点も、性病予防の点も、婦人に対するいろいろの弊害、犯罪の点もとはあそこにある。そして前借制度と高度の搾取と、それからある程度の人身の拘束といふ昔の公娼制度とちつともかわらないものが復活して来ているのですから、前の勅令第九号で禁止されたという趣旨からいつても、独立後も相当復活してゐるということから考えましても、あそこをどういふ形で残すといふことが弊害のもつたといふふうには私どもは感じてゐるわけでありまして、その点で、これから御審議を私どもは注意深く伺ひたいと思ひます。

○長戸説明員 ただいまお尋ねの協議会のことでございますが、これは非公開といふことになつておりました、秘密といふことには実はいたしておらない、委員からお話するといふことではあります。それからただいまお話のありました検診制度の問題でございますが、この点につきましてはやはり大臣のおつしやいたしましたように、次回の協議会で売春管理若及娼家経営者の問題が根本的に討議されるときに話に出るだらうと思ひます。売春の点については見ますと、性病予防法の十一條によつて、いわゆる性病の点から規正をして行くわけでございますが、街娼の点では今の法制のもとではそれほど強制的になし得ないという感じがございまして、結局本人がある程度望む者あるいは任意に出て来る者、そういう者についてはやれませんが、実際悪質な者については逃がれておるといふ点があるかと思ひます。それからまた集娼の点につきましても、ただいまお話のようになつて、検診がございまして、これが十全であるといふことにはただちに考え

られないと思ひます。ああいうふうな場所に職業紹介をいたしました関係についての判決例におきましても、検診を施してあるから公衆衛生に害がある職業ではないのだといふふうな考え方に対して、裁判所は反対の見解をとつております。要するにやはりそれは公衆衛生に害のある職業に紹介したのである、こういう見解をとつておられるわけでございます。いづれにいたしましても、ただちにそれで十全であるといふふうには考えられない。またこの問題は、今も先生からお話のございましたように、性病予防の見地からだけ考へるべき問題ではなくて、売春行為それ自体がやはり悪であるといふことから考えなければならぬ。ただいま役人の方で云々といふようなお話がありました。私個人としてはそういうふうには考えております。

○神近委員 それではちよつとお伺ひしますけれど、第二国会に出ました売春等処罰法案と第十五国会に出ました法案との比較研究は行われましてございせんか。私どもこの二つの法案の性格が違つてゐるというふうな感じに御研究になつて、どちらが今日の考え方に近いといふふうにお考えになつておりますか、このことについて伺ひたい。

○長戸説明員 第二国会に提案いたしました、第三国会で審議未了になりましたものと、それから第十五国会に伊藤修先生らのお出しになつたものとの検討の問題でございます。私どもももちろんこれを検討いたしております。形の上では、後に出た方が網羅的に整つておる感じがいたします。ただそれ

が実施のときの問題等におきまして、
實際上それらの行為を黙認するのでは
ないかという点が、非常にわれ／＼と
して疑問に思っております。そういう
点については反対いたしております。

ふうに考えられていたもののように思
われます。それでなるべく通したいと
いうことから、こういうことがあつた
のだらうと思ひます。犬養法務大臣に
伺ひますけれど、これは私一人の個人
の興味で申し上げるのではなく、婦人
方に答へなければならぬからお聞き
しているのですけれど、大体いつごろ
までに提案されれば今国会の審議を受
けられることができるかと考えになつ
ているか、ちよつと伺ひせていただき
ます。

○長戸説明員 第十五国会に出ました
案の施行期日の問題に關連いたしまし
て、これが三十年まで延びるというふ
うなことになつて、法律は公布された
施行期日は延びたということになつて
参りますと、その間売春条例がござい
ましても、ちよつと動きにくくなつてし
まうわけです。つまり国としては、その
間それだけ延ばしてよいという考え方
を持つておる。ところが市町村には条
例がある。しかし国の意思としては延
ばす考えだということになります。す
ば、これはちよつと動かない。そうい
うふうなところに根本的な疑念を私ど
も持つのであります。そういうふう
に申し上げたのであります。

○犬養國務大臣 これはお休裁に答弁
することはわけないのです。問題は、今
神近さんが一番あとでおつしやつた集
娼の問題その他について實際上の案が
できれば昨を越す。だからいつまでと
いうより、昨はどこだ、これは私は集
娼問題だと思ふ。たとえば二十一年の
次官通牒、當時はやむを得ないとして
も、あれは不当であつた、こういうこ
とはわけなく取消せまう。それから売
春をした人を主として保安処分にする
、更生するようにする、これもわけ
ないと思ふ。實際今ある赤線区域その
他の事実上の公娼制度、そういうもの
をどうするかということに實際上の案
ができれば昨を越す、あとは割合早い
んじやないか、こう見ております。で
すから、いつということとは私今ちよつ
と見当つきません。つかないだけに、
この問題の議題となつては協議会は
なるべくひんびんとやりたい、問を狭
めたいと思つております。

○神近委員 私も同じ意見でござ
いました。あれにいろ／＼協力した団
体がありまして、あの黙認期間がつい
てゐるのなら協力しないときで、極端
に言われたことがあつたのですが、こ
の点は今度は御考慮を願うことになつ
てゐるらしくて、私はたいへんけつこ
うだと思ひます。第二国会の方が罰則
が強いように私は感じました。金高は
大差ないように思ひましたけれども、
懲役が相当多い。第二国会の方が終戦
直後でございましたから、まだ革新の
気が強かつたのかというふうな感じで
私は見ているのでございますけれど、
この前の第十五国会の方は、政府側の
の御提案というものが望めないという

○神近委員 これはなるべく早く法案
化の必要があると思ふのです。広島県
の問題でございまして、広島県の
の付近に赤線区域をつくるという企て
がございまして、これは婦人団体が猛
烈に運動いたしましたして、多分東京から
もいろ／＼の方がおいでになりました
て、婦人団体、文化団体、教育団体の
反対でこれは一度とりやめになつた。
これがどういうわけでございますか、
また再建が始まりました、今度は何でも
かでもここにそういうものをつくるの
だというふうに放言いたしまして、もう
地ならしが始まつてゐる。これを何とか
できないかというので、きのうも私ど
もの方に懇訴が参つておりまして、婦
人議員の方で御協議願つて、だれか
行つていただくことになるかというふ
うに考えております。私は黙認制度で
もぐり稼業で今までやつて来た人たち
に賠償問題は起らないと思ひますけれ
ど、そういうこれから始まることを
一日も早くやめさせなければ、その人
たちにも損害をかけるということを考
へますと、なるべくたなざらしの状態
にならないように、そうして今度の国
会でどうしてもこれを成立させない
と、日本の婦人が失望して、もうどう
にもわれ／＼の手には負えないのだ、
あれだけ全国から出て来て決議をし、
陳情しても、どうにもならないのだと
いう絶望感にとらわれてしまつて、そ
うしてはうり出すと私は思ひます。今
日私がこゝやつてお尋ねしてゐるの
も、あまり審議の引延ばしが長過ぎ
る。その間反対の人たちの運動がまた
起つて、こゝやつて汚職が起りそう
な――政務次官なんてちやんと金高ま
で書いてある。こういう世の中ですか
ら、やはりあり得ないことでもないな
というふうな感じをだれでも持つので
ございまして。どうか協議会の方を促進
していただいて、そうして早く法案化し
て、私ども喜んで審議に入るといふよ

うなことにやつていただきたい。大体
御意向はよくわかりまして、私どもの
考え方とあまり違つていない立場でお
考えになつてゐることが何えて、私は
たいへんありがたかつたと思ひます。
できるだけ早くこれを法案化してこの
国会に出していただきたい。この希望
をもつて私の質問を終ることにいたし
ます。

○小林委員長 それでは今日はこれに
て散会いたします。次会の期日はい
づれ公報をもつてお知らせいたします。
午後零時三十一分散会

昭和二十九年三月十七日印刷

昭和二十九年三月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局